

茨城県景観整備機構の指定に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下、「法」という。）第 92 条第 1 項の規定に基づく景観整備機構（以下、「機構」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(指定の申請)

第 2 条 法第 92 条第 1 項の規定による機構の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した景観整備機構指定申請書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事務所の所在地
- (3) 指定後の予定業務

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(機構の指定)

第 3 条 知事は、前条に基づきなされた申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定するものとする。

- (1) 事業執行体制が、法第 93 条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- (2) 法第 93 条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。
- (3) 法第 95 条第 3 項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあった日から 2 年以上経過した法人であること。

2 知事は、指定した場合には、「景観整備機構指定書」（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 機構は、第2条第1項第1号及び2号の規定による申請書に掲げる事項を変更しようとするときは、「名称等変更届出書」(様式第3号)に必要事項を記入し、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 機構は、第2条第1項第3号の規定による申請書に記載した業務に係る内容に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「業務変更報告書」(様式第4号)に必要事項を記入し、知事に報告しなければならない。

(事業報告等)

第5条 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動収支予算書を知事に提出するものとする。

2 機構は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を知事に提出するものとする。

付 則

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

景観整備機構指定申請書

茨城県知事 殿	平成 年 月 日
法人の住所	
法人の名称	
代表者氏名	印
事務所の所在地	
事務所の名称	
景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第 92 条第 1 項の規定により必要書類を添えて申請します。	

法人の種別	民法第 34 条の法人 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人	
指定後の 予定業務	景観法第 93 条	
	第 1 号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	第 2 号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	第 3 号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	第 4 号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	第 5 号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	第 6 号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	第 7 号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

該当する に、レ印を記入してください。

- [添付書類]
- 1 定款又は寄付行為
 - 2 登記事項証明書
 - 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 4 組織図及び事務分担表を記載した書面
 - 5 前事業年度の事業報告書事及び業活動収支決算書並びに貸借対照表
 - 6 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
 - 7 その他機構の業務に関し参考となる書類

景観整備機構指定書

都計指令第 号

法人の住所

法人の名称

平成 年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であると認められるので、景観法第92条第1項の規定により景観整備機構として指定します。

については、景観法を遵守し、良好な景観の形成を促進するため適正かつ確実に業務を遂行してください。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 印

- 1 指定番号:
- 2 機構の名称:
- 3 機構の住所:
- 4 事務所の所在地:
- 5 業 務:

名称等変更届出書

平成 年 月 日	
茨城県知事 殿	
法人の住所	
法人の名称	
代表者氏名	
印	
景観法第92条第3項の規定により届け出ます。	
指定年月日・指令番号	平成 年 月 日 都計指令第 号
変更予定年月日	平成 年 月 日
変更する事項	法人の名称 住所 代表者の氏名 事務所の所在地
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

該当する に、レ印を記入してください。

業務変更報告書

平成 年 月 日	
茨城県知事 殿	
法人の住所	
法人の名称	
代表者氏名	
印	
茨城県景観整備機構の指定に関する事務取扱要領第4条第2項の規定により報告します。	
指定年月日・指令番号	平成 年 月 日 都計指令第 号
変更年月日	平成 年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	